

議案第79号

飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例について

飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市神岡東生涯学習館の廃止に伴う廃止等

## 飛驒市生涯学習施設条例を廃止する等の条例

(飛驒市生涯学習施設条例の廃止)

第1条 飛驒市生涯学習施設条例（平成17年飛驒市条例第12号）は、廃止する。

(飛驒市使用料徴収条例の一部改正)

第2条 飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1公の施設の使用料(1)公民館施設イ公民館分館の表中

「

釜崎生涯学習館	子育て支援室	—	770	880	1,650	880	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	調理室		660	770	1,430	770	

を

」

「

神岡町公民館釜崎分館	陶芸室	—	660	770	1,430	770	
	電気炉		素焼き（1回あたり 720円）				
			本焼き（1回あたり 1,440円）				

に

」

改め、同表に次のように加える。

神岡町公民館東分館	公民館備品等倉庫	10㎡につき日額5円	
-----------	----------	------------	--

別表第2の1公の施設の使用料(8)生涯学習施設の表を削る。

(飛驒市公民館条例の一部改正)

第3条 飛驒市公民館条例（平成17年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表 3 飛驒市神岡町公民館分館の表を次のように改める。

3 飛驒市神岡町公民館分館

名称	位置
飛驒市神岡町公民館釜崎分館	飛驒市神岡町釜崎847番地
飛驒市神岡町公民館東分館	飛驒市神岡町殿1020番地

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(第2条) 飛騨市使用料徴収条例新旧対象表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案								
本則・附則 略 別表第1 略 別表第2 (第2条関係) 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設 ア 公民館 略 イ 公民館施分館							本則・附則 略 別表第1 略 別表第2 (第2条関係) 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設 ア 公民館 略 イ 公民館施分館								
公の施設 の名称	区分	使用料					備考	公の施設 の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00				6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川町千代の松原公民館の部 略							古川町千代の松原公民館の部 略								
<u>釜崎生涯学習館</u>	子育て支援室	—	<u>770</u>	<u>880</u>	<u>1,650</u>	<u>880</u>	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。	<u>神岡町公民館</u>	<u>陶芸室</u>	—	<u>660</u>	<u>770</u>	<u>1,430</u>	<u>770</u>	
	調理室		<u>660</u>	<u>770</u>	<u>1,430</u>	<u>770</u>		釜崎分館	電気炉		<u>素焼き (1回あたり 720円)</u>				
											<u>本焼き (1回あたり 1,440円)</u>				
								神岡町公民館東分館	公民館備品等倉庫	<u>10㎡につき日額5円</u>					
備考 略							備考 略								



(第3条) 飛騨市公民館条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案										
<p>本則・附則 略 別表（第3条関係） 1 飛騨市公民館 略 2 飛騨市古川町公民館分館 略 3 飛騨市神岡町公民館分館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">飛騨市釜崎生涯学習館</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">飛騨市神岡町釜崎847番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨市釜崎生涯学習館	飛騨市神岡町釜崎847番地	<p>本則・附則 略 別表（第3条関係） 1 飛騨市公民館 略 2 飛騨市古川町公民館分館 略 3 飛騨市神岡町公民館分館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">飛騨市神岡町公民館釜崎分館</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">飛騨市神岡町釜崎847番地</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">飛騨市神岡町公民館東分館</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">飛騨市神岡町殿1020番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨市神岡町公民館釜崎分館	飛騨市神岡町釜崎847番地	飛騨市神岡町公民館東分館	飛騨市神岡町殿1020番地
名称	位置										
飛騨市釜崎生涯学習館	飛騨市神岡町釜崎847番地										
名称	位置										
飛騨市神岡町公民館釜崎分館	飛騨市神岡町釜崎847番地										
飛騨市神岡町公民館東分館	飛騨市神岡町殿1020番地										

## 飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例（案） 要旨

### 1 改正の理由

飛騨市神岡東生涯学習館の廃止に伴う廃止等

### 2 改正の内容

#### （第1条）飛騨市生涯学習施設条例の廃止

飛騨市神岡東生涯学習館を廃止し、旧校舎部分を行政財産から普通財産に用途変更し、旧体育館部分を飛騨市神岡町公民館東分館として位置付けることから当該条例を廃止するもの。

#### （第2条）飛騨市使用料徴収条例の一部改正

飛騨市神岡東生涯学習館廃止に伴い、同施設の陶芸室及び電気炉を飛騨市釜崎生涯学習館（本条例による改正後の飛騨市神岡町公民館釜崎分館）内に移設すること、また、飛騨市神岡東生涯学習館の旧体育館部分について、飛騨市神岡町公民館東分館（公民館備品等倉庫）として位置付けることに伴い、使用料の規定について所要の改正を行うもの。

#### （第3条）飛騨市公民館条例の一部改正

市の生涯学習館施設の利用実態として、生涯学習環境の提供に特化したものではないことから、より広義の社会教育施設である公民館として統一・整理するため、飛騨市釜崎生涯学習館から飛騨市神岡町公民館釜崎分館へと名称を変更すること、また、飛騨市神岡町公民館東分館を新たに当該条例に位置付けることに伴い、所要の改正を行うもの。

### 3 施行日 令和2年7月1日